

## 第5章 原子力災害時避難計画

参考 医療機関における「原子力災害時避難計画」作成ガイドライン  
(平成26年9月、愛媛県保健福祉部  
<http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/sennyu/y912-guideline.pdf>)



### A) 総則

(目的)

第1条 この避難計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に基づき、市立八幡浜総合病院における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、入院患者等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

(人命の安全確保及び被ばくの回避)

第2条 原子力災害対策は、入院患者等の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

(適用範囲)

第3条 この計画は、入院患者及び職員等に適用する。

(地域住民等との連携協力)

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入院患者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

### B) 原子力災害事前対策

(被ばく医療準備部会)

第5条 原子力災害対策業務の適切な実施を図り院長に報告するため、原子力災害対策

上の基本的な事項を審議する被ばく医療準備部会（以下「部会」という。）を救急・災害対策委員会に置く。

2 部会の委員長は放射線科責任医師とし、必要により救急・災害対策委員長が代行する。

3 部会に原子力災害対策の措置を実施する情報担当、教育担当、訓練担当、備蓄担当を置き、病院全体の災害対策本部や災害対策部会の該当する担当者と連携をする。委員長は部会委員の中から各担当者を定める。

#### （部会の開催）

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会については委員長が必要と認めるときに開催する。

#### （部会の審議事項）

第7条 部会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- (2) 応急対策組織の編成及び活動に関すること。
- (3) 原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
- (4) 避難先、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- (5) 防災教育及び避難訓練に関すること。
- (6) 入院患者情報に関すること。
- (7) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者移送資機材等の確保に関すること。
- (8) 複合災害への対処に関すること。
- (9) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

#### （緊急連絡体制及び入院患者情報の整理）

第8条 情報担当者は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達

の手段及び方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・収集方法を整備するものとする。

2 情報担当者は、緊急時における入院患者の家族等への連絡方法を確認するほか、入院患者個々の心身の状態等を記載した別紙「入院患者情報一覧」を作成するものとする。

#### (原子力災害防災教育)

第9条 教育担当者は、市の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入院患者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入院患者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難先、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

#### (原子力災害避難訓練)

第10条 訓練担当者は、市の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、定期的に実施するものとし、入院患者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

3 原子力災害避難訓練実施後は、部会において、その実施効果等の検証を行うものと

する。

(備蓄及び点検)

第11条 備蓄担当者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

2 備蓄担当者は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとする。

(避難先、避難経路、避難手段及び避難方法)

第12条 委員長は、市等関係機関と連携して、原子力災害時において入院患者及び職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。

2 避難先については、愛媛県災害医療対策部が、各圏域内の医療機関の被災状況を踏まえたうえで、愛媛県緊急被ばく医療アドバイザー及び愛媛県災害医療コーディネータの助言を受け、圏域ごとの受入可能数を基に、避難先病院等との調整を行う。

3 避難手段については、自ら確保できる避難手段のほかは、愛媛県災害対策本部が、国、関係機関の協力を得て確保する。

4 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入院患者及び職員に周知するものとする。

5 避難手段及び避難方法は、入院患者情報一覧にも記載するものとする。

## C) 原子力災害応急対策

### (災害対応組織)

第13条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する災害対応組織を置く。

- 2 災害対応組織は一般の災害対策本部に放射線科責任医師を加えた構成とする。
- 3 災害対応組織が原子力災害時に行う具体的な行動手順は別紙のとおりとする。

### (本部長及び副本部長の職務)

第14条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

### (情報の伝達及び応援要請)

第15条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに情報班に報告しなければならない。

- 2 情報班責任者または事務部門責任者は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、八幡浜市災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 事務部門責任者は、本部長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

### (施設の安全確認)

第16条 事務部門責任者は原子力事故等が発生した場合、管理係などに指示し、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第17条 資材調達班責任者は原子力事故等が発生した場合、管理係などに指示し、食糧、飲料水、医薬品等、入院患者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

#### D) 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第18条 本部長は、八幡浜市災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。この場合、院長（勤務時間外は日・当直医）の指示により速やかに災害対策本部（または暫定災害対策本部）を設置し、必要な対応について協議し実施する。この場合、原則として「災害モード」での対応に切り替えることとする。なお、「屋内避難」指示の段階では、院外からの救急患者の受け入れは救急車搬送患者を除いては停止する。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

参考1：表. 屋内退避時の注意点—院内配布資料の文例

### 屋内退避時の対応

(平成 年 月 日 時 分、各部署へ配布・FAX送信)

平成 年 月 日( )、伊方原子力発電所の事故に伴い、国より八幡浜市に屋内退避指示が出ています。これに伴い、各部署においては以下のような配慮を御願いします。

♣院長 大蔵隆文

1. 小児など放射線に対する感受性の高い患者で退院困難な者や重篤な患者は手術室の一部などにHEPAフィルターを備えた待機室を設け収容するので、該当者があれば原子力災害対策害対策本部まで連絡すること。
2. 屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをすること。
3. 空調設備、換気装置を止めること。
4. 食品にはフタやラップをして、冷蔵庫で保管すること。また、飲料水は密閉できる器に入れること。
5. 患者のベッドや職員の作業場所をできるだけ窓際から離し、各部屋の中央に移動させること。
6. 外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びること。
7. 外で着ていた服はビニール袋に入れて、しっかりと口を閉じること。

以上

## 参考2 放射性物質による汚染状況の調査（生活空間の空間線量率の評価）

### (ア) 評価法

病院周囲の汚染状況の調査を行うにあたっては、空間線量率を指標として用いる。

単位  $\mu\text{Sv/h}$

nGy/h

cpm ( シーピーエム counts per minute カウント毎分)

参考

大まかに  $1\text{Sv} = 1\text{Gy}$

$\text{Bq/cm}^2 = \text{cpm} \div 60 \div \text{機器効率} \div \text{線源効率} \div \text{有効検出器窓面積}$

### 2. 測定法

①使用機器—シンチレーション式サーベイメータ（シンチレータ）

（使用できない場合はGM管を使用）

※ 現在は放射線管理室（RI室前）にて保管中

TCS-〇〇〇〇、 $\gamma$ 線サーベイ（シンチ）と書かれたアルミケース

②測定者—基本的には診療放射線技師がシンチレーション式サーベイメータを用いて測定を行うが、不在の場合は、医師、看護師、事務職が行う事とする。

③計測地点— 1. 救急外来外（ドアより2m） 2. 救急外来内（ドアより2m）

3. 正面入り口外（ドアより2m） 4. 正面入り口内（ドアより2m）

5. 放射線科受付前 の5か所

原則として地表から1mの高さを計測（GM管は1cm）

④測定頻度—OIL2以降で6時間ごとに測定を行う。

### 3. 測定手順

イ) シンチレーション式サーベイメータ（シンチレータ）

1. シンチレーション式サーベイメータ（プローブ、本体、コード）を汚染しないようにビニールで養生する

2. 屋外での測定のため防護衣、個人線量計を装備する

3. 計測地点にて測定を行う（窪みや溝、建物、機械の近くは避ける）

4. プローブ（検出部）は地表面に平行にし（高さ1m）、体からなるべく離す

5. 時定数の3倍以上の時間が経過してから測定する（時定数を設定できる場合）

6. 指示値が安定するのを待って測定値（平均値）を読み取る

7. 記録、報告

口) GM管

1. シンチレーション式サーベイメータ（プローブ、本体、コード）を汚染しないよう  
    にビニールで養生する
2. 屋外での測定のため防護衣、個人線量計を装備する
3. 計測地点にて測定を行う（窪みや溝、建物、機械の近くは避ける）
4. プローブ（検出部）は窓面を測定対象面（地面）に向け（高さ1cm）、体からなる  
    べく離す
5. 時定数の3倍以上の時間が経過してから測定する（時定数を設定できる場合）
6. 指示値が安定するのを待って測定値（平均値）を読み取る
7. 記録、報告

ハ) モニタリングポストを用いた評価

インターネットが使用できる場合、県や四国電力株式会社により、原子力発電所、周辺市町村に設置されたモニタリングポストのモニタ値、風向き等がHPにて公開されている（単位 nGy/h）。また、スマートフォンでは愛媛県原子力情報アプリが配信されている。

各モニタリングポストのうち、基本的に八幡浜（四電北浜）、保内（四電宮内）、水ヶ浦（四電中ノ浜）、伊方町（四電湊浦）、の4点および伊方原子力発電所を比較、確認に使用する。また、風向きによってはそれ以外のモニタリングポストの数値も参考とする。

参考ウェブ等

・愛媛県

<http://www.ensc.jp/pc/main/pcbbase.html>

・四国電力

[http://www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/page\\_04.html](http://www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/page_04.html)

・愛媛県原子力情報アプリ

AppStoreまたはGooglePlayを通じ「愛媛県 原子力」で検索、インストール

表. 空間線量率記録票 1 (院内及び病院周辺)

表. 空間線量率記録票 2 (モニタリングポスト用)

註) 記録時刻は24時間制、空間線量率の単位は単位  $\mu\text{Sv}/\text{h}$

#### (避難準備)

第19条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要的不安及び動搖を与えないようにするものとする。

2 本部長は、八幡浜市災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入院患者の避難準備をさせるものとする。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引き継ぎを行うものとする。

3 本部長は、八幡浜市災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など、避難に関する情報提供を行うものとする。

#### (避難)

第20条 本部長は、八幡浜市災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入院患者及び職員等を避難させるものとする。なお、避難手段等の確保に時間要する、避難することにより入院患者等の心身の状態が悪化するおそれがある等の場合には、屋内退避を検討する。なお、「避難」指示が出た場合には救急患者の受け入れをすべて停止し、院外被ばく患者への除染処置などの対応も停止する。

2 搬送が困難な患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避させるものとする。

3 搬送する入院患者は、避難先及び適切な避難手段が確保された者から、順次、避難を開始するものとする。

4 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

5 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

6 連絡調整班は、入院患者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

- 7 搬送班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行うものとする。
- 8 搬送班は、避難先に到着後、本部長に連絡するものとする。
- 9 資材調達班は、避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。
- 10 本部長は、入院患者を避難させた場合には、八幡浜市災害対策本部に報告するものとする。

【役割分担表】

班	業務内容	担当者
本部長	・総括責任(原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示)	責任者:院長 代理者①:経営管理者・副院長 代理者②:診療部長
副本部長	・本部長補佐 ・被害、避難状況の取りまとめ	責任者:副院長 代理者①:診療部長 代理者②:救急部長
情報班	・災害情報の収集 ・市町、関係機関との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡　・入院患者の家族等への連絡	以下、第2部 災害発生時アクションカードを参照
管理係	・施設、設備の被害状況確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める　・火の元の確認	同上
資材調達班	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認	同上
避難誘導班	・入院患者への状況説明 ・入院患者の安全確認、状況把握 ・入院患者の避難準備、退避、避難誘導 ・入院患者の家族等への引渡し	各病棟の病棟医長および看護師長

### 参考3 避難計画の作成

「屋内退避」の指示が出た場合には「避難指示」発出と避難の実施に備え、搬送区分ごとに患者とスタッフの組み合わせからなる「避難班」を組む。その名称と基本となる人数は以下の通り。なお、乗り物などへの移動・搬送の要員は別に確保する。また、退院（自力避難）を希望する患者については、担当医（不在時は病棟医長など）がその可否を判断する。

- ・独歩—患者 10～20人、看護師 1人　名称例：5 東病棟独歩第1班（男\*）
- ・護送—患者 5～10人、看護師 1人　名称例：4 西病棟護送第2班（女）
- ・担送—患者 1～2人、看護師 1人　名称例：4 東病棟担送第1班（混）
- ・重症—患者 1人、看護師 1人（+最小限の付き添い家族）  
　　名称例：3 階病棟重症第3班（男）

\*註 1) 括弧内には患者群の性別を「男」、「女」、「混」（両性混合の意）で表す。

\*註 2) 災害派遣医療チーム（DMAT）などの搬送支援を受ける場合には、看護師当たりの患者数を適宜増やすことができる。

また、病棟単位のみならず、「小児」班、「透析」班、「在宅酸素療法」班のように、搬送区分以外の患者の特性によって避難班を組むこともできる（在宅患者については事前に作成したリストに基づいて招集する）。家族については、小児（15歳以下）ならびに重症患者に限って、最小限の付添・同行を許可する。

大型バスやマイクロバスには複数の班を収容し、各車内に、医師（必要に応じて）、事務職員、看護助手などを配置する。「担送」および「重症」患者では小規模な移送手段（介護タクシーなど）を選び、それぞれの車内に医師、事務職などを配置する。事務局長は救急部長、診療部長や看護部長の助言のもとに、行政などが準備した搬送手段に合わせて搬送班の割り振りを決定し、病棟などに通知する。

**参考4** : 表 1-1. 患者リスト（各部署および災害対策本部間の連絡用）

表 1-2. 患者リスト（搬送担当者用）

表 2. 要転送患者等の人数（災害対策本部用）

表 3-1. 入院患者様 連絡先等確認用紙

表 3-2. 外来患者様 被ばく避難に関するご意志等確認用紙

**参考5 避難患者などへの対応・処置**

各班で予定される避難開始時刻が迫ったら、患者の病状の把握と安定化に努め、持ち出し用の医療情報、薬剤、機材などを確認する。出発前には再度、患者氏名などを確認し、本部に出発の連絡をする。

各車両の責任者（班長または副班長）は搬送中の患者の状況、道路状況などについて、1～2 時間ごとに災害対策本部へ連絡をする。病状の変化などで緊急の対処が必要となつた場合は、転送先医療機関や消防本部にも連絡をして、救急車などで別途搬送することも考慮する。

患者および職員の外部被ばくのスクリーニングは県などの指導・協力のもとに実施する。転送先施設に到着したら転院先担当者に引き継ぎをし、また当院災害対策本部にも連絡をする。必要により一部の職員を残して、当院へ帰院し、次の転送などの業務に当たる。

**参考6 受入れ先医療機関について**

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課から具体的な指導がない段階では、愛媛大学医学部附属病院を転院先とする。このことについては平成 27 年 12 月の段階で内諾をいただいている（連絡先は愛媛大学医学部附属病院救急部）。これに合わせ、随行職員の宿泊先や当院の暫定事務局を東温市の宿泊施設などに置くものとする。

表 原子力災害時の勤務に関する職員のグループ分け

名称	担当職員	業務
A) 転院先準備	40歳未満の男女職員   /++   +++++	勤務先または自宅などから転送先と想定される医療機関の所在地へ移動し、(避難先)暫定病院事務局の立ち上げ、受け入れ先との協議・調整、職員の宿泊先確保などに当たる。
B) 避難随行 ・避難第1班 ・同 第2班 ・同 第3班 .... ・同 最終班	+++++   ++++++ /++++++ /40歳以上+ /+男女職員+ /+++管理職++++	順次、転送される患者に付き添い、搬送業務、移動中の患者モニター、医療継続ならびに災害対策本部への連絡業務などに当たる。
C) 病院撤収 ・臨時本部	管理係職員+++++ 管理職++++++	最終避難班出発後、病院を撤収し主要転送先医療機関の所在地などへ移動し、(避難先)暫定病院事務局として職員・患者の情報把握、調整に当たる。

#### 参考7 勤務中の被ばく監視体制

「屋内退避」または「避難」の指示が出た後には、災害対策本部は勤務する職員の全員が個人線量計を装着できるよう、機器の入手と配布に努める。不足が生じた場合には1台の個人線量計で複数の職員の監視を行い、後記の線量限度に近づいた場合には共用している職員全員について勤務を中止することとする。

各人の被ばく線量を1日に1～2回（勤務開始時、状況により終了時にも）測定し、所属上司を通じて災害対策本部に届ける（表4、5）。なお、放射線業務従事者の線量限度は50mSv/年（女性は5mSv/3ヶ月（註））であり、この線量を超える恐れがあれば勤務を中止する。

（註）女子においても、妊娠不能と診断された者および妊娠の意志のないむねを所属長などに書面（表6-1）で申し出た者は男性と同じ線量限度となる（医療法施行規則30の27）。

#### 参考8 被ばく線量限度と人体への影響

原子力災害時において、一般職員は最も高い場合でも累積線量が100mSvを超さない

ように勤務を中止し避難するが、この線量の人体への影響については以下のように考えられている。100mSv 被ばくによる影響として、癌による死亡率が日本人で約 30%であるのが、30.5%程度に上昇すると言われている。出生前被ばくによる流産、児の奇形・精神発達遅滞などについてはこの線量では起こらないとされている。ただし、100mSv 未満の低線量被ばくによる癌発生や出生前被ばくによる影響などに関しても、線量に応じた確率的影響があり得るとの考え方はあるが、現在まだ結論が出ていない。少なくとも、低線量であっても無駄な被ばくを避けるべきというのが現時点での一致点である。

#### **参考 9 避難終了後の職員と避難先事務局の対応**

各職員は自らの避難が終了した段階で、連絡先（携帯電話番号など）を避難先における臨時事務局または市立八幡浜総合病院内事務局（災害対策本部）へ伝え、その指示に従う。病院事務局（災害対策本部）は最終的に汚染地域外のいずれかの施設等に完全に移転することになり、臨時事務局から職員への連絡は職員が届け出た連絡先への電話、電子メール一斉通報、市立八幡浜総合病院ホームページへの掲示などを併用して行う。

#### **参考 10 入院患者等および職員の安定ヨウ素剤服用について**

県災害対策本部長が住民等及び防災業務従事者に対して安定ヨウ素剤（以下、ヨウ素材）を服用させることを決定し、広報または通知した場合、八幡浜市災害対策本部長からヨウ素剤の配布を受け（平成 28 年度以降、院内にヨウ素剤を備蓄している）、禁忌要件に該当しない 40 歳未満の患者および職員に対しヨウ素剤を服用させる。40 歳以上でも副作用などの問題がなく、ヨウ素剤を確保できる場合には、薬剤を提供し服用させる（参考：安定ヨウ素剤服用に関する調査票—患者用、職員用）。なお、緊急時には当院責任医師（災害対策部長など）の判断で八幡浜市にヨウ素剤の提供を求め患者および職員に服用させることができる。ヨウ素剤服用手順の詳細については愛媛県の地域防災計画を参照のこと。



**参考 11 八幡浜地区施設事務組合消防本部職員の安定ヨウ素剤服用に関する支援について**

伊方原子力発電所の過酷事故のために国または愛媛県が、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下、「八幡浜消防」という。）が管轄する地域の住民を対象として安定ヨウ素剤の服用指示を発出した場合に、八幡浜消防は市立八幡浜総合病院の支援のもとに所属職員へのヨウ素剤配布、服用ならびに服用に伴って必要となる医学的対応を実施することとなった（平成 28 年 6 月 1 日以降）。その手順は以下の通り。

**八幡浜地区施設事務組合消防本部職員の安定ヨウ素剤服用に関する市立八幡浜総合病院の支援について**

1. 八幡浜消防は原子力災害時の職員のヨウ素剤服用に備えて以下の準備をする。
    - イ) 指導救急救命士および救急係長を原子力災害時のヨウ素剤服用に関する連絡担当者（以下、「連絡担当者」という。）とする。
    - ロ) 連絡担当者は 1 年以内に 1 回、所属職員の原子力災害時におけるヨウ素剤の服用希望、ヨウ素剤服用に関する禁忌または慎重投与項目に該当するかどうかなどを調査し、記録する（必要により、当院の安定ヨウ素剤服用に関する調査票（職員用）を使用）。
    - ハ) ヨウ素剤服用禁忌と考えられる職員に関しては上司が情報を把握し、原子力災害時の勤務に関して配慮をする。
  - ニ) ヨウ素剤に関して慎重投与事項に該当する職員に対しては服用後に予想される症状などについて、連絡担当者が説明をする。
  - ホ) 連絡担当者は原子力災害時に希望する職員に服用させるためにヨウ素剤入手先を把握し、必要により八幡浜消防署内などにヨウ素剤を適正に保管する。
- 
2. 八幡浜消防の職員が原子力災害時にヨウ素剤を服用し、何らかの体調不良を生じた場合、上司または連絡担当者に報告し、必要により市立八幡浜総合病院（以下、「病院」という）を受診する。病院の救急担当者は該当職員を診察し必要な治療等を行うとともに、以降の勤務に関して助言をする。

## 安定ヨウ素剤服用に関する記録票（患者用）

氏名： \_\_\_\_\_ 記入日： 平成 年 月 日

生年月日：(昭和・平成) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( \_\_\_\_\_歳) 性別：  男  女

病棟：  3F  4 東  4 西  5 東  外来( )  その他( )

A. ヨウ素剤服用の希望：  あり、  なし \_\_\_\_\_ なしの場合、これ以下のご回答は不要です \_\_\_\_\_

B. ヨードアレルギー及び関連する病歴について

* 【服用不適項目】 該当する場合、原則としてヨウ素剤服用の対象とはなりません。		
1 今までに安定ヨウ素剤成分、または、ヨウ素に対し過敏症といわれたことがありますか。 またはポピドンヨード液（うがい液に含まれる）およびルゴール液使用後、蕁麻疹や呼吸困難、血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか	はい	いいえ
* 【慎重投与項目】 該当項目が一つでもあれば医師、薬剤師に相談する必要があります。		
1 今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか	はい	いいえ
2 今までに甲状腺の病気（甲状腺機能亢進症、機能低下症）があると言われましたか	はい	いいえ
3 今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか	はい	いいえ
4 今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか	はい	いいえ
5 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか	はい	いいえ
6 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
7 今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか	はい	いいえ
8 今までにジューリング疱瘍状皮膚炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
9 現在以下の薬をお使いですか—「はい」の方は該当する薬剤にチェック <input type="checkbox"/> カリウム含有製剤：例）スローケー、アスピラカリウム、グルコン酸K <input type="checkbox"/> リチウム製剤：例）リーマス <input type="checkbox"/> 甲状腺関連薬：例）チラージンS、チラージン末、チロナミン、プロパジール、メルカゾール <input type="checkbox"/> カリウム貯留性利尿薬：例）アルダクトンA、セララ、トリテレン <input type="checkbox"/> ACE 阻害薬：例）レニベース、セタプリル、タナトリル、コバシル、アデカット <input type="checkbox"/> アンジオテンシンII阻害薬：例）オルメテック、ニューロタン、プロプレス、ミカルデュイス <input type="checkbox"/> 降圧剤（配合剤薬）：例）プレミネット、ミコンビ、レザルタス、エカード、ユニシア	はい	いいえ
* 【妊娠と授乳】新生児の甲状腺検査や人工乳への切り替えが必要となる場合があります		
1 現在妊娠中ですか	はい	いいえ
2 現在授乳中ですか	はい	いいえ

————以下は被ばく医療担当者が記載します———— (記載者名： )

C. ヨウ素剤配布  はい  いいえ

D. ヨウ素剤を服用  はい 服用時刻 ( 時 分 )  いいえ

\* 服用量 安定ヨウ素剤  1 丸  2 丸  水溶液 ( ml )

E. 副作用の有無 [症状と実施した処置など]

服用 15 分後  なし  あり :

服用 60 分後  なし  あり :

服用 分後  なし  あり :

**原子力災害時の安定ヨウ素剤服用に関する調査票（職員用）**

記入日： 平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

氏名： \_\_\_\_\_

部署名： \_\_\_\_\_

生年月日：(昭和・平成) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 (\_\_\_\_歳) 性別：  男  女

A. 伊方町からのヨウ素剤配布について：  伊方町民ではない

伊方町民であり、ヨウ素剤の配布を受けている

伊方町民だが、ヨウ素剤の配布を受けていない

B. ヨウ素剤服用の希望（原子力災害時）：  あり  なし

C. ヨードアレルギーおよび関連する病歴等について

* 【服用不適項目】 該当する場合、原則としてヨウ素剤服用の対象とはなりません。		
1 今までに安定ヨウ素剤成分、または、ヨウ素に対し過敏症といわれたことがありますか。 またはポピドンヨード液（うがい液に含まれる）およびルゴール液使用後、蕁麻疹や呼吸困難、血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがありますか	はい	いいえ
* 【慎重投与項目】 該当項目が一つでもあれば医師、薬剤師に相談する必要があります。		
1 今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか	はい	いいえ
2 今までに甲状腺の病気（甲状腺機能亢進症、機能低下症）があると言われましたか	はい	いいえ
3 今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか	はい	いいえ
4 今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか	はい	いいえ
5 今までに高カリウム血症と言われたことがありますか	はい	いいえ
6 今までに低補体血症性蕁麻疹様血管炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
7 今までに肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）と言われたことがありますか	はい	いいえ
8 今までにジューリング痘疹状皮膚炎と言われたことがありますか	はい	いいえ
9 現在以下の薬をお使いですか—「はい」の方は該当する薬剤にチェック <input type="checkbox"/> カリウム含有製剤：例）スローケー、アスピラカリウム、グルコン酸K <input type="checkbox"/> リチウム製剤：例）リーマス <input type="checkbox"/> 甲状腺関連薬：例）チラージンS、チラージン末、チロナミン、プロパジール、メルカゾール <input type="checkbox"/> カリウム貯留性利尿薬：例）アルダクトンA、セフフ、トリテレン <input type="checkbox"/> ACE 阻害薬：例）レニベース、セタプリル、タナトリル、コバシル、アデカット <input type="checkbox"/> アンジオテンシンⅡ阻害薬：例）オルメテック、ニューロタン、プロプレス、ミカルデュイス <input type="checkbox"/> 降圧剤（配合剤薬）：例）プレミネット、ミコンビ、レザルタス、エカード、ユニシア	はい	いいえ
* 【妊娠と授乳】新生児の甲状腺検査や人工乳への切り替えが必要となる場合があります		
1 現在妊娠中ですか	はい	いいえ
2 現在授乳中ですか	はい	いいえ

——以下は被ばく医療担当者が記載します—— (記載者名： )

D. ヨウ素剤配布  はい  いいえ

E. ヨウ素剤を服用  はい 服用時刻（ 時 分）  いいえ

\* 服用量 安定ヨウ素剤  1丸  2丸  水溶液 ( m1 )

F. 副作用の有無 [症状と実施した処置など]

服用 15分後  なし  あり：

服用 60分後  なし  あり：

表1-1. 患者リスト

部署名

記録日

1

各部署が記載し、災害対策本部へ送付										備考							
災害対策本部が記載し返送		本部 (退院は△印)								(必要な処置など)							
番号	搬送先	搬送手段	出発日時 (予定)	班名(病棟/ 区分) 患者氏名	年齢	性別	科	主医	病名	病室	搬送区分	添付家族	看護師	医師	事務	・他	退院
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
<b>□この表のまとめ</b> <b>□部署全体のまとめ</b> (該当する方にチェック)										患者数 (いざれも退院患者を除く)	科	人	独歩	職員数	備考:		
										診療科	科	人	護送担当	付添数	事務他		
										内科	科	人	重症				
										外科	科	人					
										産婦人科	科	人					
										精神科	科	人					
										小児科	科	人					
										歯科	科	人					
										看護師	人						
										医師	人						
										事務	人						
										他	人						
										合計	人						

表1-2. 患者リスト(搬送担当者用)

記録日時：月 日（曜日） 時 分 p. ( )

\* 年齢15歳以下には○印

各部署が記載し、災害対策本部へ送付										本部 (退院は△印)		備考					
番号	搬送先	搬送手段	出発日時 (予定)	班名(病棟/ 区分/室)	患者氏名	年齢	性別	科主	病名	病室	搬送 区分	付添 家族	看護 師	医師	事務	他	退院 (必要な処置など)
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
□この表のまとめ □部署全体のまとめ (該当する方にチェック)										患者数 男 女 合計	診 療 科	科	人	独歩	職員数	備考:	
												人	人	人	看護 師	事務	
												人	人	人	医師	他	
												人	人	人	重症		

表2. 要転送患者等の人数

市立八幡浜総合病院災害対策本部から八幡浜市、愛媛県等への報告用  
記録日時：月 日(曜日) 時 分 p.( )

番号	部署名	入院患者数	退院患者数	転院患者数	独歩	護送	担送	重症*	要付添患者等	医師	看護師	事務職等	備考
1	3F 病棟												
2	4 東病棟												
3	4 西病棟												
4	5 東病棟												
5													
6	透析患者												
7													
8													
9													
10													
合計													

\*注)「重症」患者は担送を要する患者のうち、人工呼吸や昇圧薬の持続静注を要するなど、状態が不安定なものをいう。

表 3-1. 入院患者様 連絡先等確認用紙

入院患者様、ご家族様

このたび愛媛県などの指示により、入院患者様に、当院から他市町の医療施設などへ避難していただくことが必要となりました（または、その可能性があります）。本調査では、皆様の避難とその後のご療養を円滑に行うために、連絡先などについてお聞き致します（今回お答えいただいた個人情報を他の目的で用いることはありません）。

他方、ご病状が許せば、一時退院されご家族とともに避難することも可能です。また、小児（15歳以下）または特に重症度の高い患者様の場合、ご家族様（原則1名）に同行していただくことも可能です。一時退院、御家族様の付添・同行についてのご希望もお聞きします。

以上、ご協力宜しくお願ひいたします。

◆市立八幡浜総合病院院長 大蔵隆文

以下、□印につきましては該当するものにチェック（レ）を入れて下さい。

1. 入院先病棟（3階病棟、4東病棟、4西病棟、5東病棟

2. 患者様のお名前（ ）

患者様の携帯電話番号（ ）

3. ご家族のお名前、電話番号（つながりやすいものから、できれば複数記入下さい）

お名前①（ ）、患者様との続柄（ ）

電話番号（ ）

お名前②（ ）、患者様との続柄（ ）

電話番号（ ）

4. 一時退院についてのご希望—該当する方にチェック（レ）を入れてください

□あり—担当医の許可があれば退院したい

（退院後、避難に同行されるご家族名 ） □なし

5. 患者様へのご家族同行のご希望—該当する方にチェック（レ）を入れてください。

□あり（同行されるご家族名 ） □なし

**表 3-2. 外来患者様 被ばく避難に関するご意志等確認用紙**

外来患者様、ご家族様

このたび愛媛県などの指示により、当院入院患者様に他市町の医療施設などへ避難していただくことが必要となりました（または、その可能性があります）。これに加えて、透析患者様を含む外来患者様のうちで、避難後も濃厚な治療を受ける必要のある患者様につきましては、当院の入院患者様とともに避難されることをお勧めすることになりました。この場合、患者様は当院職員による医療監視下に避難していただきますが、皆様がそれぞれ自力で避難されるより早期に避難できるとは限りません。また患者様に同行いただけるご家族は小児（15歳未満）または特に重症度の高い患者様に限り、お1人までとさせていただきます。

本調査では、該当する患者様のうちで、当院入院患者様とともに避難されるご意志の有無をお聞きします。また、自力避難か医療避難かとは別に、患者様個々人とご家族の連絡先（携帯電話番号など）をお聞きし、今後病院からの連絡を取らせていただく際の連絡先とさせていただきます（今回の個人情報を他の目的で用いることはありません）。

以上、ご協力宜しくお願ひいたします。 ♠市立八幡浜総合病院院長 大蔵隆文

以下、□印につきましては該当するものにチェック（レ）を入れて下さい。

1. 受診診療科など（□救急外来、□透析室、□  
科）
2. 患者様のお名前（  
患者様の携帯電話番号（  
）  
）
3. ご家族様のお名前、電話番号（つながりやすいものから、できれば複数お書き下さい）  
お名前①（  
）、患者様との続柄（  
）  
電話番号（  
）  
）
4. 当院入院患者様とともに避難されることについて  
□入院患者とともに避難希望（□家族同行希望あり 同行家族名\_\_\_\_\_）  
□家族同行希望なし  
□入院患者とともに避難はしない

**表4. 累積線量記録  
(個人用)** 報告日時： 月 日(曜日) 時 分 p.( )  
部署名： 職員名：  
使用機器名(番号)：

**表5. 累積線量記録  
(各部署用)**

報告日時：月 日(曜日) 時 分 p.( )  
部署名：

番号	氏名	性	測定月日	曜日	時刻 (24時制)	累積線量	測定機器 (番号)	備考 (職種・勤務等)
1		男・女	/		:			
2		男・女	/		:			
3		男・女	/		:			
4		男・女	/		:			
5		男・女	/		:			
6		男・女	/		:			
7		男・女	/		:			
8		男・女	/		:			
9		男・女	/		:			
10		男・女	/		:			
11		男・女	/		:			
12		男・女	/		:			
13		男・女	/		:			
14		男・女	/		:			
15		男・女	/		:			
16		男・女	/		:			
17		男・女	/		:			
18		男・女	/		:			
19		男・女	/		:			
20		男・女	/		:			
21		男・女	/		:			
22		男・女	/		:			
23		男・女	/		:			
24		男・女	/		:			
25		男・女	/		:			

表 6-1. 放射線災害時の勤務に関する届け

院長 ♣大蔵隆文 殿

私は医療法施行規則 30 の 27 で定める線量限度の範囲で、放射線障害を防止するための緊急を要する作業を行うことができますので、お届けします。

平成 年 月 日

所属 氏名

(註) 妊娠不能と診断された者および妊娠の意志のないむねを所属長などに書面で申し出た者は男性と同様、実効線量限度 100mSv で緊急を要する作業に従事することができる（医療法施行規則 30 の 27）。

表 6-2. 放射線災害時の勤務に関する届け（撤回用）

院長 ♣大蔵隆文 殿

先に提出しました、放射線災害時の勤務に関する届けを撤回します

平成 年 月 日

所属 氏名

上記届け出文書（表 6-1、6-2）は個人情報管理に十分に配慮し、庶務係（人事担当者）が保管する。

提出用書式（右に QR コード）－準備中

<http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/bunsho.pdf>

